

答 申

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が「平成23年度プレミアム付き商品券発行事業費補助金の補助金等交付申請書に添付された事業計画書の収支予算書（支出の部）に掲載されている「商品券印刷製本費」「広報PR」及び「取扱店交付物制作費」の詳細がわかる書類」を非公開としたことは、妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

市長の公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての説明は、おおむね次のとおりである。

本件は、豊橋市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びプレミアム付き商品券発行事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、地域経済の活性化を図ることを目的として豊橋商工会議所（以下「会議所」という。）が実施するプレミアム付き商品券発行事業（以下「本件事業」という。）に対し交付する補助金に係るものである。

当該補助金は規則第4条の規定に基づき交付の申請を行うものであり、補助金等交付申請書には同条第1号の事業計画書及び第2号の収支予算書が添付されたが、同条第4号の「その他市長が必要と認める書類」については特段定めていないため同号に基づく添付書類はない。

したがって、本件文書につき会議所から提出を受けた事実はなく、本件文書を保有していないため、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2項に該当し非公開とした。

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成23年7月12日付けで行った公開請求に対して、市長

が同月14日付けで非公開とした処分の取り消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由についてはおおむね次のとおりである。

ア 豊橋市は、会議所が実施する本件事業に要する経費のうち6,000万円を補助する。その事業計画書の収支予算書（支出の部）にある「商品券印刷製本費」「広報PR」及び「取扱店交付物制作費」の詳細が分かる文書を開示請求したところ、豊橋市は不存在の非公開決定を行った。公開しないこととした理由は「当該補助金等交付申請書の添付書類として提出させていないため」と述べている。

イ 補助金申請に関し、規則は「市長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行う」と定めており（第5条）、申請が適当であったかどうかの審査を行うことを定めている。したがって、その審査に関する文書として会議所にある印刷業者等の見積書や契約書のコピーを取り寄せて市民に開示し、当該補助金が適切に使われているかどうかについて説明すべきである。

ウ また、これまでの豊橋市における補助事業では、補助金申請に際し少なくとも契約書や見積書の添付を義務付けている。そして、補助金は事業完了後に交付される。ところが、本件事業についてはそれらを添付させることなく、しかも事業完了を待たずして4,000万円を前渡ししている。

エ この事実は住民に著しく差別的な手続きを要求していることになるとともに、補助金の使途の適切さを調査することもないから、規則に違反している。規則を遵守するならば、当然本件文書は補助金申請に際して添付されるべきである。

オ 条例は「市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民の信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とする。」とある（第1条）。にもかかわらず、

本件文書を不存在としたことは、市民が、当該補助金が適正に使われたかどうかを検証できないことになり、市民に説明する責務を全うしていない。これは同条の規定に違反し、違法である。

カ 以上のとおり、本件非公開決定は条例の解釈適用を誤っており、違法であるから、取り消されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないこととする権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件文書について

ア 実施機関が参考資料として示した規則及び要綱によると、補助金の交付を申請する際に、補助金等交付申請書に「事業計画書」、「収支予算書」及び「その他市長が必要と認める書類」の添付を義務付けている。このうち、「その他市長が必要と認める書類」について本審査会においても再三実施機関に確認したが、要綱で定めていないためこれに該当する書類はなく、補助金等交付申請書に添付された書類は事業計画書及び収支予算書のみであった。

イ また、本審査会において念のため交付の申請及び決定に係る一連の書類を確認したが、本件文書の存在をうかがわせる他の事実も見出せなかった。

ウ よって、実施機関が本件文書を保有しているとはいえない。

エ 異議申立人は審査会において、実施機関が本件文書を保有していないことを認める陳述をしたうえで、これまでの豊橋市における補助事業では、補助金申請に際し少なくとも契約書や見積書の添付を義務付けている旨主張するが、補助事業ごとにその内容に応じて適切な書類を選択し、提出させることは当然に考えられることであり、実施機関の説明に何ら不自然、不合理な点はない。

オ さらに異議申立人は、実施機関が会議所から本件文書を取り寄せて公開すべき旨主張する。

この点、情報公開制度は公文書の公開をする制度であり、条例は公開の対象とされる公文書を、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（中略）並びに電磁的記録（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定めている（第2条第2号）。よって、実施機関が保有していない文書を取り寄せて公開することまでを求めていると解釈することはできないから、異議申立人の主張は失当である（名古屋地裁平成19年5月31日判決に同趣旨）。

(3) まとめ

以上により、本件文書は存在せず、条例第10条第2項の規定に基づき非公開としたことは妥当である。

5 付記

異議申立人は補助金交付手続の適正な執行について審議を求めているが、本審査会は、実施機関が行った一部公開決定及び非公開決定の妥当性を審査する機関であり、補助金交付手続の適正な執行について判断する立場にないものである。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
23. 7. 21	○諮問（第67号）
23. 8. 4	○実施機関から非公開理由説明書を受理
23. 8. 5	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
23. 8. 16	○異議申立人から意見書を受理
23. 8. 18 (第48回全体会)	○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○異議申立人の意見陳述 ○審査
23. 9. 20	○答申内容の決定

氏 名	所 属 団 体 等
三 好 哲 也	豊橋創造大学
河 邊 伸 泰	弁護士
寺 部 光 敏	弁護士
渡 邊 齊	元朝日新聞論説委員